

従業員が所定人数を超える際の注意事項

第2類事業者の場合（三）

人数	注意事項	根拠
300人以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業単位の同一勤務場所にて、全労働者人数が300以上の場合、産業医の雇用又は提携の締結及び労働者健康向けの役務を提供する医療専門スタッフを雇用しなければならない。 2. 第2類事業の労働者人数が300人以上の場合、当該職業安全管理単位は、使用者が直属する一級管理単位でなければならない。 3. 労働者人数が300人以上500人未満の第2類事業の事業単位は、下記の管理員を設けなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 甲種職業安全衛生業務主管1名 (2) 職業安全衛生管理員1名 4. 第2類事業の事業単位の労働者人数が300人以上の場合、1名以上の専属管理員を設けなければならない。 5. 事業単位の労働者人数が300人以上の場合、労働者が保護期間に、胚胎の養育、妊娠又は授乳期間の母子健康に影響を与えうる下記の労務に従事する労働者に対し、保護措置を実施しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国家標準 CNS15030 分類され、毒生物質第1 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者健康保護規則第3条 ・職業安全衛生管理方法第2-1条第1項第2号、第3条 ・女性労働者母子健康保護実施方法第2、3、15条

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>級に生殖するものに属し、生殖細胞を突然変異第 1 級又はその他授乳機能に不良な影響を与える化学品</p> <p>(2) 健康に害を及ぼすおそれがある労働、労働者の作業姿勢、人力で重い荷物を持ち上げ、運搬、押引き、交替制勤務、夜勤、単独作業及び重圧な作業などを含む。</p> <p>(3) その他中央主務機関が指定・公告した業種。</p> <p>※ 上記の「母子健康保護措置」については、</p> <p>A. 保護措置とは、女性労働者が母体健康に害を与えるおそれがある労務に従事することに対し講じる措置であり、リスクマネジメントとコントロール、医師との相談指導、リスクレベル分け管理、業務適正配置及びその他関連措置を含む。</p> <p>B. 保護期間とは、雇用者が女性労働者が妊娠と知った日から分娩後までの 1 年の期間である。分娩から 1 年満了後、労働者が依然授乳する場合、雇用者に母子健康保護を求めることができる。</p>	
<p>500 人以上</p>	<p>1. 労働者人数が 500 人以上の第 2 類事業の事業単位は、下記の管理員を設置しなければならない。</p> <p>(1) 甲種職業安全衛生業務主管 1 名以上</p> <p>(2) 職業安全（衛生）管理士 1 名以上</p> <p>(3) 職業安全衛生管理員 1 名以上</p> <p>2. 第 2 類事業には総機構を設け、かつ労働者人数が 500 人以上の場合、各地域の事業単位の管理単位及び管理員を除き、総機構又はその他地域</p>	<p>・ 職業安全衛生管理方法第 3 条、第 6 条第 2 項第 2、3 号、第 12-2 条</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>事業単位に、雇用者が直属する別段の事業全般職業安全衛生事務の1級管理単位を設けなければならない。</p> <p>3. 労働者人数が500人以上1000未満の第2類事業の事業単位は、上述の「1級管理単位」に、次に掲げる管理員を設けなければならない。</p> <p>(1) 甲種職業安全衛生業務主管1名以上</p> <p>(2) 専属職の職業安全衛生管理員1名以上</p> <p>4. 第2類事業の労働者人数が500人以上の場合、中央主務機関の所定した職業安全管理システムのマニュアルを参照したうえ、当該事業単位に適合する職業安全衛生管理システムを設置しなければならない。</p>	<p>その他関連法令</p> <p>・ 職業安全衛生管理方法 第5-1条</p>
<p>1000人以上</p>	<p>1. 労働者1000以上の第2類事業の事業単位は、上述の「1級管理単位」に次に掲げる管理員を設けなければならない。</p> <p>(1) 甲種職業安全衛生業務主管1名以上</p> <p>(2) 専属職の職業安全（衛生）管理士1名以上</p> <p>(3) 専属職の職業安全衛生管理員1名以上</p>	<p>・ 職業安全衛生管理方法 第6条第2項第2、3号</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
 提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
 される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。